

和解条項・あっせん事項についての基本的認識
及び「大型車交通量の削減目標設定」について

平成16年4月23日

国土交通省近畿地方整備局
阪神高速道路公団

尼崎道路公害訴訟原告・弁護団 御中

第1 和解条項・あっせん事項の履行における基本認識

当事者双方は、将来に向かってより良い沿道環境の実現を目指して互いに努力するとの和解前文の精神に則り、連絡会において建設的かつ有効な意見交換を行うことを通じて緊密な意思疎通を図りつつ、相互の理解と協力によって、より良い沿道環境の実現に向けて努力していくことが重要です。国土交通省及び阪神高速道路公団は、このような基本認識に基づき、現在、あっせん事項に基づく施策の推進を図っているところです。

具体的には、平成16年2月1日より同月29日までの1か月間、新たな取組について交通量や環境への効果・影響を調査検証する社会実験を兵庫県、神戸市及び尼崎市等と共に実施しました。この社会実験は、大型車を対象として、阪神高速道路湾岸線阪神西線を通行するETC利用者及び同阪神東線・西線を2線通しで通行する現金利用者について、環境ロードプライシング試行の料金（湾岸線阪神西線の通常料金1,000円を200円割引して800円）をさらに200円割引して600円とするものです。この結果、これまでの環境ロードプライシングの試行による転換に加え、平日平均で約300台の大型車交通の転換があったものと推定されています。

平成16年度においても、道路管理者自らが行う社会実験として地域における

課題解決型社会実験の実施を予定していますが、当該社会実験については、今後、現在試行中の環境ロードプライシングの分析・評価、あっせんに基づく総合的な調査の結果等も踏まえつつ検討してまいります。

また、大型車の交通規制の可否の検討については、あっせん事項に規定する調査内容等に沿った総合的な調査を実施するための準備を行っているところです。

さらに、大型車の交通量低減に向けて、あっせん事項に基づき国の関係行政機関、地方公共団体及び道路利用者や沿道住民等の関係者と連携した総合的な取組が推進されるよう、兵庫県、尼崎市など沿道の地方公共団体、兵庫県警、近畿運輸局、近畿経済産業局等の関係行政機関、トラック協会、商工会議所等の道路利用者や沿道住民の方々等関係者の皆様を構成員とする「周辺地域委員会(仮称)」を設置し、同委員会において、交通実態や地域特性等を勘案し各方面のご意見等を伺いながら、議論したいと考えています。

第2 「大型車交通量の削減目標設定」に係る留意点

尼崎市域における国道43号等の更なる大型車の削減の検討に当たっては、如何なる施策が有効かつ適正か等について、道路管理者のみならず、兵庫県、尼崎市など沿道の地方公共団体、兵庫県警、近畿運輸局、近畿経済産業局等の関係行政機関、トラック協会、商工会議所等の道路利用者や沿道住民の方々等関係者が、幅広く意見を交換しながら、理解を深めつつご協力いただくことが不可欠であると考えています。

なぜなら、国道43号を始めとする幹線道路の性格にかんがみれば、定量的に大型車の台数の削減のみを目的とした施策を講じた場合、交通特性が変化し、それにより周辺街路について渋滞・交通事故の増加等社会経済活動への影響が生じるおそれがあることに留意する必要があるからです。

このため、原告団の皆様が主張される国道43号等の大型車交通量の削減目標

の設定を始め、更に実効性のある施策の実現に向けた検討を行うためには、上記の関係者の皆様のご理解とご協力が不可欠であると考えております。

第3 実効性ある総合的な環境対策への取組に向けて

上記の通り、国土交通省としては、あっせん事項に基づき、国の関係行政機関、地方公共団体及び道路利用者や沿道住民等の関係者と連携した総合的な取組が推進されるよう、兵庫県、尼崎市など沿道の地方公共団体、兵庫県警、近畿運輸局、近畿経済産業局等の関係行政機関、トラック協会、商工会議所等の道路利用者や沿道住民の方々等関係者の皆様に構成員とする「周辺地域委員会（仮称）」を設置し、同委員会において、交通実態や地域特性等を勘案しながら、各方面のご意見を伺いつつ議論したいと考えています。

国の道路管理者である国土交通省が単独で大型車交通量の削減目標の設定を行うことは、その権限と責任において、対応できないものであることから、その検討に当たっても、国の関係行政機関はもとより、地方公共団体及び道路利用者や沿道住民等の関係者の皆様のご理解とご協力が不可欠である旨ご理解いただきたい旨の意見を申し上げているのです。つまり、ご提案のように、幹線道路において思い切った交通量の削減の検討を行うためには、対象道路の交通特性や周辺地域の社会的経済的状况等を踏まえつつ、その実施方策等も含め、大型車の削減による社会経済活動への影響等を看過してはならないことから、国の関係行政機関、地方公共団体及び道路利用者や沿道住民等の関係者の皆様のご理解とご協力をいただける体制が確保できて初めて、その実現可能性が見えてくるというのが実情です。

原告の皆様におかれましては、当事者双方の相互の理解と協力によって、より良い沿道環境の実現に向け、「周辺地域委員会（仮称）」にご参加いただきますようお願いいたします。